

私立高等学校等奨学給付金における家計急変世帯への支援の詳細について

令和2年1月1日以降6月30日までに家計急変のあった世帯への私立高等学校等奨学給付金における新たな支援について、申請方法などの詳細を下記のとおり御案内します。申請に必要な書類等は別途、当ホームページでお知らせします。

1 対象となる申請者(保護者)の要件

生徒の保護者等で令和2年7月1日現在、下記の全ての要件に該当する方

- (1) 東京都内に居住していること。
- (2) 生徒が就学支援金支給対象である学校に在学していること。
- (3) 令和2年1月1日以降6月30日まで(※1)に家計が急変し、保護者(親権者)等全員の家計急変発生後1年間の収入見込額(※2)が下表に記載の基準額(住民税非課税世帯相当)以下に該当すること。

※1 令和2年7月1日以降に家計が急変した世帯については、令和3年1月に別途、申請を受け付ける予定(日程等は11月中旬頃に公表予定)です。

※2 収入見込額には退職金、失業手当は含めません。

(基準額)

世帯人数(※3)	2人世帯(※4)	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込	1,950,000円	2,215,000円	2,715,000円	3,215,000円	3,700,000円
年収見込 (保護者2人に収入がある場合)		3,215,000円	3,715,000円	4,215,000円	4,700,000円

※3 世帯人数とは、「申請者とその税法上扶養する人数」と「配偶者とその税法上扶養する人数」の合計人数(住民税課税・非課税証明書に記載された扶養人数)を指します。

※4 申請者が令和2年度の住民税において寡婦(寡夫)控除又は障害者控除を受けている場合は、税法上の規定により2,043,000円。

※5 世帯人数が7人以上の場合は、437,500円ずつ基準額を増額。

2 スケジュール及び申請方法(予定)

8月12日(予定) (公財)東京都私学財団HPに申請書類等のお知らせを掲載

- ・上記ホームページから申請書類(様式)を入手
- ・住民票、給与明細等、必要書類を関係機関から入手

8月17日～9月17日 申請手続(上記書類を下記「4 問合せ先及び申請先」まで特定記録郵便で送付)

12月下旬 結果の通知、申請者口座への振込み

3 生徒一人当たりの給付額(年額)(※6)

全日制等	通信制
138,000円 又は 103,500円(※7)	38,100円

※6 7月1日以降に家計が急変した方については、上記の額と給付額が異なります(詳細は11月中旬頃に公表予定)。

※7 世帯の構成員の状況により給付額が異なります。

4 問合せ先及び申請先

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル2階

☎(03)5206-7925(土・日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00)